

令和3年11月25日提出

令和3年12月市議会定例会議案

(その1 議案第83号)

木更津市

令和3年12月市議会定例会議案目録（その1）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第83号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務部	1

議案第 83 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例(昭和 26 年木更津市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 112.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 62.5」に改める。

(特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和 40 年木更津市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 222.5」を「100 分の 207.5」に改める。

(木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 28 年木更津市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 157.5」に改める。

(木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 4 条 木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年木更津市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第 18 条第 2 項中「100 分の 112.5」とあるのは、「100 分の 127.5」と読み替えるものとする。

第 24 条第 1 項中「この場合において」の次に「、給与条例第 18 条第 2 項中「100 分の

112.5」とあるのは「100分の127.5」とを加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。

提案理由

令和3年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の一般職の職員及び特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給率を改定するため、関係条例の整備をしようとするものである。